

旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会開催要綱

(目的)

第1条 アイヌの人びとの伝統的な生活や本市の自然環境を理解する上で重要なアイヌ語地名について、保存、理解及び普及を推進するため、旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次の各号について意見交換等を行う。

- (1) アイヌ語地名の表記に関する基礎的資料の整備
- (2) アイヌ語地名の普及に係る事業の検討
- (3) その他前2号に付随する各種取組

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) アイヌ関係者
- (2) アイヌに関する学識経験を有する者
- (3) 地名研究に関する学識経験を有する者
- (4) その他教育長が必要と認めた者

(懇談会の終期)

第4条 懇談会は、アイヌ語地名の表記に関する基礎的資料の整備を完了し、普及に係る事業の検討を終了した時に終了するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、社会教育部旭川市博物館において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、社会教育部旭川市博物館長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。